

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案・新旧対照表 目次

○	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第一条関係）	1
○	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条関係）	3
○	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第三条関係）	5
○	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第四条関係）	6
○	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第五条関係）	8
○	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第六条関係）	9

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六箇月 百分の百</p> <p>二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十</p> <p>三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十</p> <p>四 三箇月未満 百分の三十</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同</p>	<p>第十九条の四 （同上）</p> <p>（期末手当）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項において「特定管理職員」という。）にあつては百分の七十）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 （同上）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同</p>

項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の程度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」とする。

4  
6 (同上)

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六箇月 百分の百</p> <p>二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十</p> <p>三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十</p> <p>四 三箇月未満 百分の三十</p>	<p>第十九条の四 （同上）</p> <p>（期末手当）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 （同上）</p>

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同  
 項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二  
 ・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十  
 二・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の  
 三十五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在  
 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は  
 死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給、専門  
 スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに  
 対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び  
 扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額  
 とする。

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が  
 三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸  
 給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の  
 度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表  
 につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適  
 用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、  
 同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整  
 手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動  
 手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の  
 月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮  
 して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十  
 を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得  
 た額(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職  
 員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超え  
 ない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を  
 加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額と  
 する。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項  
 は、人事院規則で定める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同  
 項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十二  
 ・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十  
 二・五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の  
 三十二・五」とする。

4 6 (同上)

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第三条関係）  
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（給与法の適用除外等）            第七条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。</p>	<p>（給与法の適用除外等）            第七条 （同上）</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。</p>

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第四条関係）  
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（給与法の適用除外等）            第七条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」</p>	<p>（給与法の適用除外等）            第七条 （同上）</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」</p>

とする。

とする。



○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（給与法の適用除外等）            第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二            まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、特定任            期付職員には、適用しない。            2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条            、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の第三            一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第            一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「            この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職            員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律            第二百二十五号。以下「任期付職員法」という。）第七            条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「            この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第            十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給            表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法            第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指            定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と            、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等            」」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の            適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と            、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあ            るのは「百分の百六十五」と、給与法第二十条中「第六            条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二            十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び            任期付職員法第七条」とする。</p>	<p>（給与法の適用除外等）            第八条 （同上）            2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七            条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の第三            一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第            一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「            この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職            員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律            第二百二十五号。以下「任期付職員法」という。）第七            条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「            この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第            十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給            表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法            第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指            定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と            、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等            」」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の            適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と            、給与法第十九条の四第二項中「百分の百三十」とあ            るのは「百分の百七十」と、給与法第二十条中「第六            条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二            十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び            任期付職員法第七条」とする。</p>

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第六条関係）  
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（給与法の適用除外等）                  第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二                  まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、特定任                  期付職員には、適用しない。                  2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条                  、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の第三                  項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第                  一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「                  この法律」とあるのは、「この法律及び一般職の任期付職                  員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律                  第二百二十五号）以下「任期付職員法」という。」第七                  条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「                  この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第                  十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給                  表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法                  第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指                  定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と                  、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等                  」」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の                  適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と                  、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」                  とあるのは「百分の百六十七・五」と、給与法第二十条                  中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給                  与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この                  法律及び任期付職員法第七条」とする。</p>	<p>（給与法の適用除外等）                  第八条 （同上）                  2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条                  、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の第三                  項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第                  一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「                  この法律」とあるのは、「この法律及び一般職の任期付職                  員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律                  第二百二十五号）以下「任期付職員法」という。」第七                  条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「                  この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第                  十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給                  表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法                  第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指                  定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と                  、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等                  」」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の                  適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と                  、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」                  とあるのは「百分の百六十五」と、給与法第二十条                  中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給                  与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この                  法律及び任期付職員法第七条」とする。</p>